

担 当	リ-ダー	副課長	課 長

川越駅東口多目的ホール内 録音・写真撮影・物品販売・展示許可申請書

令和 年 月 日

(提出先)

川 越 市 長

申請者

住 所

氏 名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり、録音・写真撮影・物品販売・展示を申請します。

記

1. 催し物名称 _____

2. 録音・写真撮影・販売・展示日時

令和 年 月 日 ()

午前 午前

午後 時 分 から 午後 時 分 まで

3. 物品・展示品目 別紙のとおり

4. 録音・写真撮影者・業者名等

録 音 (ビデオ)	会 社 名
	住 所 氏 名
写 真 撮 影	会 社 名
	住 所 氏 名
物 品 販 売 展 示	会 社 名
	住 所 氏 名
	会 社 名
	住 所 氏 名

5. 契約事項

- (1)録音・写真撮影に関して起きた一切の行為は、当方ですべて責任を負います。
- (2)配線は特に留意し、危険のないよう安全に施設いたします。
- (3)建物、施設、器具等を損傷した場合は、当方ですべて責任を負います。
- (4)録音・撮影に関する器材は、すべて当方で持参いたします。
- (5)販売価格は、市価以下で販売いたします。
- (6)衛生については、特に留意し、当方で責任をもって取扱いいたします。
- (7)その他、会館職員の指示に従います。

※お客様の個人情報は、上記申請に関する事務に利用いたします。

物品販売品目

物品販売予定日：令和 年 月 日

品名	備考	
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円
	市価	円
	販売価格	円

物品販売について

川越駅東口多目的ホールでの販売行為は原則的に禁止です(文化施設条例第15条)。

(販売行為等の禁止)

第十五条 文化施設の敷地内においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、文化施設内において市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

ただし、施設利用者の利便を図るため、市長に許可を受けた場合は、可能です。

許可される想定のお販については概ね以下の項目をすべて満たすものです。

- ・利用者の利便を図るものとする。(例:コンサート後のCDの販売、講演後の講師の著作本など、催物の関連品を販売する場合は、特別に許可をする)
- ・販売価格は、市価以下とする。
- ・催物が、販売行為が目的でない。